

令和7年度 まちづくり DXに向けたデータプラットフォーム構築検討ワーキング
運営支援業務 委託仕様書

1 対象委託業務

令和7年度まちづくり DXに向けたデータプラットフォーム構築検討ワーキング運営支援業務

2 適用

本業務については、契約書（業務委託契約条項（以下「契約条項」という。）を含む。）、関係法令、本委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）によるほか、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則24号）ならびに新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則12号）により行うものとする。

3 業務の背景・目的

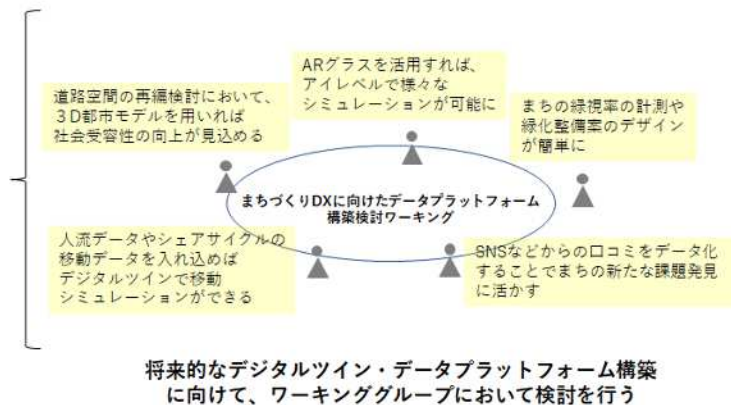
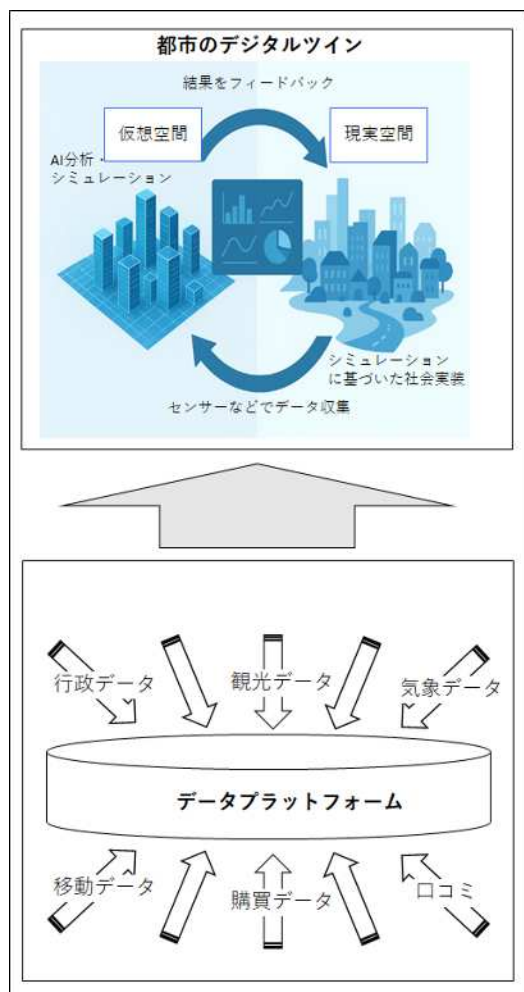
本市では、令和5年3月に「新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン（以下、「将来ビジョン」という。）」を策定し、その具現化に向け、多様な主体同士が情報共有や連携を図ることを目的に、「新潟駅・万代地区周辺エリアプラットフォーム」を設立し、公民連携によるまちづくりを推進している。

また、本市が推し進める「都心のまちづくり【にいがた2km】の覚醒」では、都心エリア「にいがた2km」において、「緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリア」を創造し、8区のネットワーク強化を図りながら、「本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジン」としていく取組を推進することとしており、基本方針の一つに、「人・モノ・情報の中心拠点となる稼げる都心づくり」を掲げ、官民協働による「稼げる都心づくり」を推進し、DX、ICT推進の先進エリアとしての取り組みを強化しているところである。

以上の政策に基づき、本市では令和2年度より国土交通省が取り組む「Project PLATEAU」に参加し、「にいがた2km」を対象に、3D都市モデルの整備を進め、また産業面に特化したXR「NIIGATA XR プロジェクト」を構築し、公民連携でユースケースの創出を行ってきた。

一方で、人口減少・少子高齢化が加速し、都市の課題が複雑化・多様化する現在においては、従来のまちづくりの仕組みそのものを変革し、新たな価値を創出しながら都市課題を解決していくことが求められていることより、本市は、これまで推進してきた3D都市モデルの整備に加え、都市課題の解決を目指したまちづくりDXについて、多様な企業が参画する「まちづくりDXに向けたデータプラットフォーム構築検討ワーキング」（市内外10社程度の参画を想定）の設置を行うこととしている。

本業務は、将来的な都市のデジタルツイン（センシングした都市データをもとに、建物や道路などのインフラ、経済活動、人流、天候など様々な要素をサイバー空間上で双子（ツイン）に表現し、サイバー上で分析・シミュレーションした結果を、フィジカル上にフィードバックし、効果的に改善・最適化を図る仕組み）・データプラットフォーム（官民含め様々な都市データが一元的に管理されたオープンデータシステム）の実装を見据え、「まちづくりDX」の知見を深め、企業間の強み・アイディアをシナジーさせながら、デジタルを活用した都市の課題解決へアプローチし、活用可能性・有用性を深度化させていく「まちづくりDXに向けたデータプラットフォーム構築検討ワーキング」の運営を業務委託するものである。



イメージ図

4 履行期間

契約の日から令和8年3月25日まで

5 業務の内容

(1) 「まちづくり DX に向けたデータプラットフォーム構築検討ワーキング」運營業務

本市にふさわしいデジタルツインの構築を見据え、「まちづくり DX に向けたデータプラットフォーム構築検討ワーキング」メンバーの知見を深め、メンバーの強みやアイデアなどを吸い上げ、都市課題の検証や解決につながるデータプラットフォーム（官民含め様々な都市データが一元的に管理されたオープンデータシステム）の構築に向けた意見等を取りまとめる。

加えて、メンバー間のマッチング、共創支援により、メンバーそれぞれが主体的にまちづくり DX に取り組むことを目指し、ワーキングの運営、勉強会・検討会の企画・開催・ファシリテートなどを行う。

ア) ワーキングメンバーとの連絡調整窓口

イ) ワーキングメンバーの入会・退会対応

※メンバー入会に向けた営業活動等は委託者協議のうえ受託者が主体的に行う。ワーキング発足時は 10 社程度の市内外企業を委託者がとりまとめる。

ウ) ワーキングでの勉強会・検討会の企画、メンバーへの連絡調整

勉強会・検討会の開催概要は以下のとおり

- ・都市のデジタルツインの知見を深めるための勉強会開催：2 回

データプラットフォーム構築に向けた検討に際し、ワーキングメンバーの知見を深めるべく、有識者を招聘し、セミナーを開催する。講師との調整や講師料、講師の交通費、宿泊費、セミナー会場の手配や会場費等、開催に際し係る経費すべて本業務委託費に含むものとする。なお、本市が所管する会議室などを使用する場合は、減免措置できる。契約後委託者と協議すること。

- ・都市課題の検証や解決につながるユースケースの創出検討会開催：1 回

データプラットフォームの活用を想定した、都市課題の検証や解決につながるユースケースをとりまとめることを目的として、検討会を開催する。検討会開催に際しては会場の手配や、会場費等、開催に際し係る経費すべて本業務委託費に含むものとする。なお、本市が所管する会議室などを使用する場合は、減免措置できる。契約後委託者と協議すること。

エ) 上記 ウ) の勉強会・検討会の当日運営・ファシリテート（3 回開催）

オ) 本市の都市課題の検証や解決につながる都市のデジタルツインのユースケースの創出

カ) 月 1 回の進捗、状況確認のための委託者との定例会議の実施

キ) ワーキングメンバー間のマッチング支援（メンバー間の強みや特徴がマッチングされ、メンバーそれぞれが主体的にまちづくり DX に取り組むことを支援するもの）

※ ワーキングでの議論やユースケース創出に際し、データプラットフォームの構築が先んじて必要な場合は、その環境整備費（サーバーレンタル費や専用ソフト導入費など）を本業務委託費に含むことができる。

※ ワーキングの運営について、主体的、または部分的に助言を行うなどのアドバイザーを選任することも可能とする。その場合に係る経費については事前に詳細化し、必要なのは本業務委託費に含むものとする。

(2) ユースケースの可視化（プロモーション）業務

ワーキングをとおして、検討されたデータプラットフォームの活用を想定した、本市の都市課題の検証や解決につながるユースケースを創出し、可視化するもの。可視化したモデルは、都市のデジタルツインの有用性について、市民や企業へ周知し、取り組みを展開することを目的に制作する。可視化に際しては動画データの製作とし、規格等については本仕様書.9 成果物の納品等に定める。

(3) 報告書作成

業務成果を報告書にまとめ提出すること。

6 契約条項に係る特記事項

(1) 再委託

業務の一部を 再委託及び再委託事業者から再々委託する場合は、受託者は事前に新潟市と協議の上、承認を受けること。ただし、作業全部の再委託及び再委託事業者からの再々委託は禁止する。

(2) 機密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た内容等一切の事項について、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

(3) 実施体制

受託者は、本事業を推進する実施責任者ならびに作業主任者を配置し、業務全般の進捗管理や調整機能を一元化すること。

(4) 業務計画書

受託者は契約締結後に本業務に関する業務計画書を作成し、速やかに提出して委託者の承認を受けなければならない。また、その内容を変更する場合は事前に委託者に通知し、その承認を得るものとする。業務計画書は、業務計画に基づいて適切な作業班を編成し、それにより業務の各工程の細部計画を立案するとともに、以下の書類を併せて提出するものとする。

- ・業務計画書
- ・業務着手届
- ・工程表
- ・その他委託者が指示する書類

(4) 疑義

本業務の実施にあたり、本特記仕様書および業務内容等に疑義が生じた場合は、速やかに協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

(5) 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた諸事故に対し一切の責任を負い、その発生原因・経過・被害の内容を委託者に報告するとともに、損害賠償の請求があった場合は、受託者の責任において一切を処理するものとする。

7 貸与資料

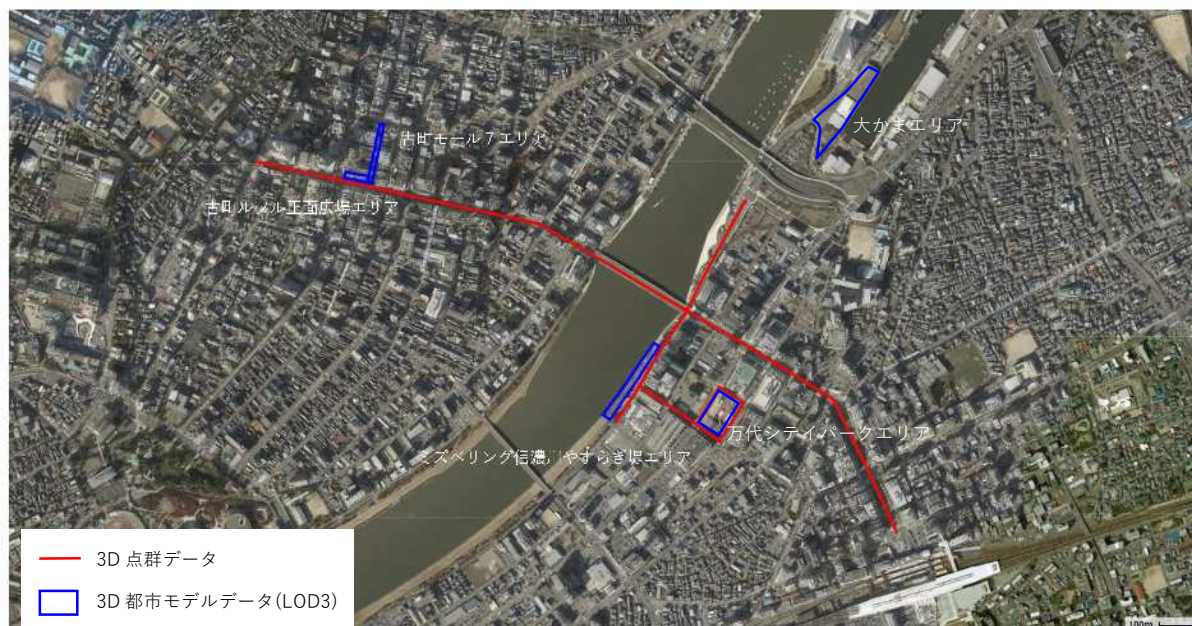
貸与資料は以下のとおり。データの整備範囲は以下位置図のとおり。

(1) 3D 点群データ（TEXT 形式、LAS 形式）

…令和4年度、5年度新潟市 3D 都市モデル整備業務成果品

(2) 3D 都市モデルデータ（LOD3）（CityGML 形式）

…令和4年度、5年度新潟市 3D 都市モデル整備業務成果品



データ整備位置図

8 打ち合わせ

- (1) 打合せ協議は、「5 業務の内容 カ」に記載する定例会議とは別に、業務着手時 1 回、中間成果報告時 1 回、成果品納品時 1 回の計 3 回以上行うものとし、打合せ後は速やかに協議録を提出し、相互確認をするものとする。
- (2) 本業務実施期間中、打合せを密に行うものとし、進捗状況に応じ、随時報告をしなければならない。

9 成果物の納品等

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとする。
 - ア) 報告書 (A4 版) 2 部
 - イ) 報告書電子データ一式 2 部
 - ウ) 動画データ
 - ・動画の形式
 - ファイル形式: MP4 (H.264 圧縮) ファイル
 - 解像度: 1920×1080 ピクセル (フル HD) 以上
 - フレームレート: 30fps 以上
 - ビットレート: 10Mbps 以上 (高画質再生に耐える水準とする)
 - 音声: ステレオ、サンプリングレート 48kHz
 - ・画質要件
 - 大型スクリーン (100 インチ程度) に投影した場合でも、画質の粗さやノイズが目立たない品質とする。
 - 被写体の判別が容易にでき、文字情報が判読可能なレベルであること。
 - ・納品媒体
 - データファイル (MP4 形式) をオンラインストレージ (指定する共有サービス等) にて納品する。必要に応じ、USB メモリ等の物理媒体での納品も可 (別途協議)。
- (2) 成果品は令和 8 年 3 月 25 日までに新潟市都市政策部へ提出すること。

- (3) 本業務に関連した市の業務上において、市が成果品を複製・加工・編集・公表・配布することについて了承すること。また、成果品の著作権は市に帰属するものとする。(ただし、受託者で所有している知的財産権に係るものは除く。)

10 その他

- (1) 本業務において、委託仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 委託期間中のみならず終了後においても、成果品等に誤りが確認された場合は、受託者の責において速やかにその誤りを訂正し、市に再提出しなければならない。また、受託者が本業務の実施中に第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。